

第36号 清掃事務所整備工事請負契約の締結について

本議案は、清掃事務所として運営している市分庁舎の老朽化が進んでいることを理由に旧北部処理センターの事務所棟を利活用し、清掃事務所を移転する計画に伴い、清掃事務所の改修、焼却炉施設棟や煙突の撤去、清掃車用駐車場整備工事を指名競争入札により落札した事業者と契約金額10億8864万円で請負契約を結ぶための議案です。

旧北部処理センター閉鎖後そのまま放置している焼却炉棟や煙突の解体、撤去については、必要だと考えます。ダイオキシン類等の調査結果や処分場への運搬、撤去時の安全性については、既に2017年11月開催の建設公企常任委員協議会にて説明を受けていますが、改めて確認しました。

一方、清掃事務所、清掃車を旧北部処理センターに移動することについては、丸山台、猪名川町伏見台に隣接する旧北部処理センター前の道路(延長440.2m)は、幅6.7~15.8mと狭く、その上、歩道もなく、急斜面(最大値約14%、最小8%)です。また、大阪、京都ナンバーの車も数多く通行している173Rに接続しています。すぐそばには、バス停やトンネルもあり、1日何十台ものごみ収集車が行き来することになれば安全性が確保できるのか、自動車通勤をする職員を含め事故のリスクや隣接する住宅地への影響等、懸念していますが具体的な手立てが見えません。

また、2020年、市分庁舎に4千万円を投じ解体する計画ですが、当該施設は、耐震性(i s値0.72)に問題がなく、まだまだ使うことができる施設です。

財政が厳しいといいながら解体する必要のない施設を解体する清掃事務所整備事業計画そのものに反対の立場です。見直すことを求め反対討論と致します。

議案 第39号 川西市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、説明によると川西市斎場に指定管理者制度を導入し、専門性の高いスキルを有した民間事業者に火葬業務を担わせることで、安定した斎場運営を効果的に行っていくと言われていています。しかし、市斎場は、これまで長年に渡り直営で行い運営の安定性も高く経験に応じた技術と知識の継承についても円滑に行われているものと認識しています。また、火葬炉の更新工事も完成し、1日最大7体火葬も可能となり斎場としてのサービス向上に努めています。このように直営として役割を果たしているにも関わらずなぜ民間事業者に運営を委ねるのか理解できません。

指定管理者制度を導入となれば、協定書を結ぶとは言え、市のチェックが間接的になり、個人情報管理が徹底できるのか不安が残ります。また、斎場の指定管理者導入は、2017年7月現在で全国287自治体が導入していますが、事例が少なく導入効果を確認しにくいことや担える指定管理者が限定され競争原理が働きにくいと考えます。市は、阪神間で導入しているところは何れも違う事業者を導入しており競争原理が働いていると述べていますが、導入している兵庫県下12自治体の内、非公募の尼崎市を除くと5市は同一事業者あるいはそこを含む共同体が導入され何れも火葬炉建設事業者のグループ会社です。

斎場は、指定管理者による創意工夫の余地が少なく、サービス内容と言うより経済的な効果になります。5年の指定期間となれば契約社員、非正規労働者が中心で接遇や火葬技術の低下という点が懸念されます。さらに6月18日に大阪北部を中止に震度6弱、川西市では震度5弱の地震が発生しました。いつこのような災害が起こるかわからない中、緊急対応が確保しやすい直営と違って、災害時など予期せぬ事態へ対応ができるのかも疑問です。

そして何より、火葬業務は、人生の最後を見送る業務です。市民感情を意識した厳粛な対応が求められ、人に頼るところが大きい業務と言えます。そのようなところまで効率性を持ち込むべきでないということも申し上げ反対討論といたします。

議案 第43号 平成30年度川西市一般会計補正予算（第1回）について

補正予算の内、斎場費の斎場管理運営費に22万1千円の追加が含まれています。これは、斎場の指定管理に向けた指定管理者選定委員会開催に必要な経費として追加されるものです。先ほど反対討論を行った議案第39号に関連することから反対と言うことを申し上げ討論といたします。

請願 第7号 川西の中学校給食の早期実施を求める請願について

川西の中学校給食の早期実現については、子どもや保護者はもちろんここにいる議員の共通の願いだと思います。また、2015年3月、「川西市中学校給食検討会議」で議論を重ねた結果が川西中学校給食推進基本方針として策定され、「自校調理方式」を基本に実施することが決まり、モデル校での実施を目指していたことに対し歓迎し、大きな期待も寄せられていたのではないのでしょうか。

しかし、センター方式へ方向転換するということが突然出され、550万円を使った委託調査の結果を市民に公表や報告・説明をしないまま今年度予算にPFI方式可能性調査に500万円を計上しました。このような市の進め方について請願者が疑問を持ち、「参画と協働のまちづくり条例」の理念に則り、情報提供を行うとともに十分な説明責任を果たすことを求めるのは当然のことだと考えます。

請願付託された厚生文教常任委員会で、請願項目と趣旨の整合性を指摘する意見が出されました。ご存知の通り、既に「川西市の中学校給食は、自校直営方式で早期実現を求める」署名6400筆が提出されていることや現在行っている、小学校給食の質の高さが保護者や子どもたちからも高い信頼と評価を受けていること、先に述べた市の進め方に問題があったこと、これまで自校調理で行ってきた学校給食がPFI方式という手法を使ったセンター方式で実施するとどうなるのかという不安、加えて中学校で実施するなら小学校と同じものを求めたい請願者の願意が込められている請願趣旨の内容で理解できます。

そのこともくみ取って頂き、請願への賛同をお願いし賛成討論と致します。